

第 48 条一別紙Ⅱの最初の部分に含まれている健康診断フォームは、職業病医学予防カウンセラー／医師が各予防健康診査のあとの判定を連絡する書類である。

別紙Ⅱの後半に含まれている第 64 条から第 69 条の文言は、健康診断フォームに記載されなければならない。

職業病医学予防カウンセラー／医師は、全ての診断要素、より具体的には第 28 条で言及されている診断結果が判明次第、並びに第 55 条から第 58 条で言及されている対策がとられた後、この書類を 3 通作成する。

職業病医学予防カウンセラー／医師は、この書類のコピー 1 通を封書にて雇用者に、もう 1 通を当該労働者に送る。または個人的に彼らに手渡すものとする。3 つ目のコピーは、第 81 条に従い、当該労働者の健康に関するファイルに保管する。

健康診断フォームは、プライバシーの尊厳を危うくするような診断に関する一切の内容、またはその他の治療法のいずれも含んではならない。

健康診断フォームに記載される就労能力に関する制限には第 34 条で言及されている防止策が追記されるものとする。

第 49 条一入社希望者または労働者の事前健康診断に関する場合、職業病医学予防カウンセラー／医師は、健康診断フォームに、当該希望者または労働者が十分にその作業を実施できるかどうか、また永続的に就労できるのかどうか、または予防カウンセラー／医師の判断する期間のみに限定すべきかどうか記述する。

職業病医学予防カウンセラー／医師は、事前健康診断により正当と思われる就労不能について記述する。入社希望者または労働者の健康状態を改善するか、または別の雇用機会に適合させるために、職業病医学予防カウンセラー／医師は、彼らの依頼に応じ、入社志望者または労働者が提示する担当医に、かかる就労不能に関する判断について具体的に示すデータを送付することができる。

第 50 条一統制または安全に関する管理業務を担当するか、またはイオン放射物との暴露に関する特定のリスクを伴う作業を担当する労働者の事前健康診断、定期健康診断あるいは職場復帰時の健康診断の場合、職業病医学予防カウンセラー／医師は、当該労働者が十分に作業可能であるかどうか、あるいは就労不能は恒久的かどうか、予防カウンセラー／医師が判断する期間のみの就労なのかどうか、またその労働者を、それぞれの作業場あるいは作業に雇用あるいは継続的配置すべきかどうかを健康診断フォームにおいて指示するものとする。

その場合、当該労働者について職業病医学予防カウンセラー／医師が雇用期間を項目 F において決定する作業場もしくは作業において労働させるか、または病気休暇を適用すべきかどうかについて勧告を行う。

第 51 条一他の予防健康診査に関する場合、職業病医学予防カウンセラー／医師は健康診断の書類に、当該労働者が

一当該作業を適切に行うことができるか

一または、当該労働者を常勤とするかどうかについて、職業病医学予防カウンセラー／医師が決

定する期間の勤務とするか、または職業病医学予防カウンセラー／医師が項目 F で雇用期間を決定する別の作業場あるいは作業に移動させることが適切かどうか

- または、当該労働者は病気休暇を適用するのか
 - または、当該労働者は恒久的就労不能な状態なのか
- を記述する。

第 52 条—妊娠中または授乳期間中における女性労働者の健康診断の場合は、職業病医学予防カウンセラー／医師は健康診断の書類に、当該労働者が

- 担当業務を完全に継続することが可能であるかどうか、あるいは、職業病医学予防カウンセラー／医師が決定する条件のもとで担当業務を継続できるかどうか、あるいは職業病医学予防カウンセラー／医師が決定する期間、新たに提案された業務を実施することができるかどうか
- または、職業病医学予防カウンセラー／医師が決定する期間、担当業務を継続すること、あるいは職業病医学予防カウンセラー／医師が決定する期間に新たに提案された業務を実施することはできず、それゆえ解雇されるべきであるかどうか
- または、妊娠や授乳時期とは一切関係のない病気のため病気休暇を適用すべきかどうかについて記述する。

[第 53 条]—職場における若年層の保護に関する王室法令 1999 年 5 月 3 日第 12 条に言及されているような職場における若者、研修生の保護に関する王室法令 2004 年 9 月 21 日に言及されているような健康監視の対象となる研修生の健康診査に関する場合、職業病医学予防カウンセラー／医師は、健康診断フォームに、当該の若者あるいは研修生について十分に就労能力があるかどうか、あるいは職業病医学予防カウンセラー／医師が労働条件を決定する業務で勤務することができるかどうかについて記述する（王室法令 2004 年 9 月 21 日）。

第 54 条—雇用者は、労働者ごとに健康診断フォームを用意する。労働者が事業体に雇用されている限り、雇用者は書類を最低 3 カ年保持し、また勧告内容を述べた書類も保持するものとする。

雇用者は、これらの書類を医療労働監督署の医療労働監督官及び福祉検査官の求めに応じて提供できるよう保管する。

サブセクション 2.—判定前の対策

第 55 条—労働者に対して、一時的または最終的な業務の変更を提案するか、または就労不能に関する決定をする前に、職業病医学予防カウンセラー／医師は、適切な追加検査を実施し、その費用は雇用者によって負担されるものとする。特に当該労働者が業務に関連があると疑われる病気を持ち、それに関する診断が定期健康診断のために測定された資料では十分に判定できなかった場合は、かかる追加検査を行うものとする。また、職業病医学予防カウンセラー／医師は、新規のリスク分析に加えて当該労働者の社会的状況について照会を行い、労働者の就労の可能性を考慮に入れた上で、当該労働者が自分の作業場や作業を継続することを可能にする対策や調整があるかどうかについて、あるがままの状態で検査する。当該労働者はこの点において、委員会の代表者か、またはかかる代表者が不存在の場合は当該労働者が選んだ労働組合の代表者の支援を受けられるものとする。

第 56 条—職業病医学予防カウンセラー／医師が、当該労働者は自分の作業場に留まるか、または担当業務を続けることが可能であるとする意見である場合、予防カウンセラー／医師は健康診断フォームの項目 F で、リスク分析に応じた防止及び保護のための対策によりリスク因子を可能な限り迅速に制限するにはどうすべきかについて記述する。

第 57 条—雇用者、職業病医学予防カウンセラー／医師、可能な場合はその他の予防カウンセラー、労働者及び委員会スタッフの代表者か、または委員会が不存在の場合は当該労働者が選んだ労働組合代表者は、事前に他の業務に就かせることの可能性及び当該作業場の改善方法について協議する。

第 58 条—職業病医学予防カウンセラー／医師は、当法令で言及されている協議及び不服申立て手続の権利があることを労働者に知らせるものとする。

サブセクション 3.-協議手続

第 59 条—第 27 条で言及されている事前健康診断の場合を除き、職業病医学予防カウンセラー／医師が、安全管理業務、統制業務、特定のリスクを伴う作業の改善が技術的・客観的に不可能であるか、または法的な理由から合理的に考えて要求できないため、永続的または一時的な作業の変更が必要であるという意見を持っているとき、労働者は以下に記載されている協議手続をとることができる。

第 60 条—§1. 健康診断フォームを作成する前に、職業病医学予防カウンセラー／医師は労働者に対して恒久的な作業の変更に関する提案を書面にて伝えるため、資料を手渡して労働者の受領済みのサインを受け取るか、または受領証明つきの書留郵便で労働者に書面を送付する。

§2. 労働者は、書面の内容について合意するか否かについて、受領後 5 日間の期限を持つ。

§3. 労働者は書面の内容に同意しない場合、職業病医学予防カウンセラー／医師に労働者自身の選択による担当医を紹介する。職業病医学予防カウンセラー／医師は、この担当医に自分の具体的な判定内容を伝える。両医師は、共同の判定を得るよう努める。両者はどうちらも、必要と思われる追加の検査や診察を要求できる。雇用者は、職業病医学予防カウンセラー／医師が要求する追加検査あるいは診察の費用のみを負担する。

第 61 条—協議が職業病医学予防カウンセラー／医師が決定を一時的に中断する場合、職業病医学予防カウンセラー／医師は健康診断の書類の完成には協議手続き終了まで待つものとする。

第62条—§ 1. 安全性や制御機能を担う労働者、あるいはイオン化放射線への暴露の危険を伴う作業をする労働者、あるいは妊娠中あるいは授乳期間中の女性労働者で、特定のリスクを伴う作業がある仕事場で雇用されている者の健康診断の場合、あるいは労働者が重大な感染症の影響を受ける場合、協議により職業病医学予防カウンセラー／医師の判定が保留されることはない。

§ 2. そのような場合、職業病医学予防カウンセラー／医師は、恒久的な業務変更を提案するという自らの判定については、労働者に通知する際、1番目の健康診断フォームに記入する。G項において、職業病医学予防カウンセラー／医師は、労働者が、同意しない場合、第60条の協議手続きを利用することができる。F項においては、職業病医学予防カウンセラー／医師は、自らが労働条件を決定する作業場に、あるいはそのような作業に労働者が就くことを勧告する。

§3. 協議手続き終了後、職業病医学予防カウンセラー／医師は新しい健康診断フォームを作成す

る。

第63条—2人の医師が共同判定を下せない場合、あるいは14営業日以内に協議手続きを終了させることができなかつた場合、職業病医学予防カウンセラー／医師は、健康診断フォームに自らの判定を記述する。また、職業病医学予防カウンセラー／医師は、労働者の担当医師が違う見解であること、あるいは手続きが設定期間内に終了され得ないことをG項に記載し、恒久的な業務変更が不可欠であること、及び自らが労働条件を決定する作業場で、あるいはそのような作業に労働者が就くよう勧告することをF項に記載する。

サブセクション4.— 不服申立て手続き

第64条—第27条の事前健康診断の場合を除き、第60条の協議手続きを利用した、あるいは利用しなかつた労働者は、自分の作業に関する就労能力が限られている、あるいは本人が作業を継続できないことが判明したという職業病医学予防カウンセラー／医師の判定について不服を申立てることができる。この際、労働者は、付録II第3部にその雰形が含まれている書式を使用する。

第65条—この不服申立ては、発送日あるいは健康診断フォームが労働者に手渡された日から7営業日以内に、書留郵便で、医療労働監督署の認定医療労働監督官に送達されるという条件で、その提出が有効となる。

第66条—医療労働監督署の医療労働監督官は、不服申立て手続きのため、書簡を送って職業病医学予防カウンセラー／医師と労働者の担当医との会議を開催する。医療労働監督官は、会議の期日及び場所を決定し、労働者の健康状態に関する関係資料を持参するよう彼ら2人に要請する。必要に応じ、医療労働監督官は、労働者の事情聴取及び尋問も要求する。

第67条—不服申立ては、遅くとも労働者の不服申立てが受理された日から21営業日以内に、処理される。病気休暇のために労働者の雇用契約の執行が停止される場合、この期間を31営業日まで延長することができる。

第68条—**§ 1.** 不服申立て手続きの過程で、医師が専門検査を要請する場合、決定を下す期間は、不服申立てが審議された日から31日の期間を超えてはならない。

最終会議において、3人の医師が、多数決で決定を下す。

労働者の指定した担当医師あるいは職業病医学予防カウンセラー／医師が欠席し、出席の医師の間で合意に達しない場合には、医療労働監督署の医療労働監督官が自ら決定を下す。

§ 2. 医療上の決定は、医療労働監督署の医療労働監督官によって、出席の医師が署名する報告書に記録され、労働者の健康記録に保管される。

労働者及び雇用者には、医療労働監督署の医療労働監督官の決定に関する報告書の謄本が、直ちに提供される。

第69条—不服申立ては、職業病医学予防カウンセラー／医師の判定を保留する。これは、安全管理業務、監視強化業務、あるいはイオン化放射線への暴露のリスクを伴う作業を担う労働者、または、特定のリスクを伴う作業であることを健康診断フォームが示す作業場で雇用されている妊娠中あるいは授乳中の女性労働者の健康診断には、当てはまらない。

サブセクション5-協議及び不服申立て手続き中の暫定雇用

第70条 — § 1. 職業病医学予防カウンセラー／医師の勧告に従って、雇用者は、健康診断勧告がそのように記録されている全ての労働者を、職業病医学予防カウンセラー／医師が雇用条件を決定する別の作業場あるいは別の作業に、可及的速やかに雇用すべく努力する。

第1段落に記載の別の作業場あるいは作業を提供することが不可能な雇用者は、医療労働監督署の医療労働監督官にこれを証明しなければならない。

§ 2. 不服を申立てる労働者は、最終決定が下される日まで、何らかの形での賃金不払いを被らない。その期間中、労働者は、職業病医学予防カウンセラー／医師が本人の健康状態に見合っていると考える作業を引き受けるものとする。

§ 3. 労働者の就労能力に関する何らかの最終決定が下されない限り、恒久的就労不能は立証されない。

サブセクション6.-職業病医学予防カウンセラー／医師の最終決定の影響

第71条 —§ 1. 職業病医学予防カウンセラー／医師が、安全管理業務、監視強化業務、あるいはイオン化放射線への暴露のリスクが伴う作業ができないと判定した労働者を、このような業務に採用する、あるいは雇用を継続することはできない。

§ 2. 妊娠中の労働者と授乳中の労働者にとって、特定のリスクが存在し、技術的あるいは客観的に適応が不可能、または、裏付けられた理由から職場の改善を要求することは合理的ではないとされた作業場に職業病医学予防カウンセラー／医師が就労不能と判定した女性労働者を雇用するあるいは雇用を継続することはできない。

第72条 —第71条の適用を条件に、雇用者は、職業病医学予防カウンセラー／医師が自らの最終決定において恒久的就労不能と判定した労働者について、それが技術的にも客観的にも不可能であるか、裏付けられた理由からこれを合理的に要求することは出来ない場合を除き、他の業務を割り当てることでその雇用を維持する義務を負う。

第73条 —重大な感染症を患い、健康診断フォームで職業病医学予防カウンセラー／医師から勧告された病気休暇を取らざるを得ない労働者は、直ちに自らの担当医師の診察を受けなければならず、職業病医学予防カウンセラー／医師はこの担当医師に連絡していかなければならない。

この場合、セクション5サブセクション3の職場復帰時の健康診断に関する規定が、当該労働者に適用される。

セクション7.- 予防接種及びツベルクリン検査に関する一般規定

第74条—職場での生物学的因子への暴露に関するリスク評価から、予防接種が必須の生物学的因素に労働者が暴露している、あるいは暴露され得ることが示される場合、労働者は、まだ免疫になつていない労働者に予防接種を受けさせなければならず、あるいは、有効なワクチンが存在する生物学的物質に関係する場合は、雇用者は、労働者がまだ免疫になつていなければ予防接種を受ける機会を与えなければならない。

第75条 — 雇用者は、雇用契約時に、また生物学的物質への暴露に先立って、予防接種を受ける

義務または有効なワクチンを使用できるという事実を、労働者に通知する。これらの労働者は、また、ワクチン自体とワクチン欠如の両方の利点及び欠点についても、通知される。

第76条 – ワクチンはいかなる場合においても、集団及び個人的予防策にとって代わることはできない。

第77条 – 予防接種、再予防接種及びツベルクリン検査は、職業病医学予防カウンセラー／医師あるいは各労働者が選ぶ別の医師によって行われる。

第78条 – 予防接種及びツベルクリン検査に関する特別規定は、職場における生物学的因素に対する暴露リスクからの労働者の保護に関する王室法令1996年8月4日セクション10に定められている。

セクション8. – 健康記録

サブセクション1. – 目的

第79条 – § 1. 労働者の健康記録は、労働者に関する全ての関連情報のファイルで構成され、この情報により、職業病医学予防カウンセラー／医師は、健康監視を行い、企業で個人的及び集団的に適用されている予防策及び保護対策の有効性を測定することができる。

§ 2. 科学研究、疫学的登録、教育、継続訓練のための個人の医療データ及び暴露データの処理は、個人データ処理に係る個人情報保護についての1992年12月8日の法令の規定及び細目を考慮して行われなければならない。

第80条 – 職業病医学予防カウンセラー／医師は、自らが診察しなければならない労働者の健康記録の取りまとめと更新に責任を負う。

健康監視を担当する事業体の課あるいは部は、本セクションの規定に従って、健康記録の作成及び更新に関する手続き規則を定める。

これらの手続きは、健康監視に責任を負う事業体の課における品質マニュアルの一部をなす。

サブセクション 2. – 内容

第81条 – § 1. 健康記録は、構造化され明確に順序づけられたデータ及び多数の文書の一体性を構成する。これは、4つの異なるパートで構成される：

- a) 労働者及びその雇用者の身元に関する社会的・管理データ；
- b) 予防健康診査の過程で実施された必須行動を参照に確認された、第82条の職業病歴及び客観的な個人の医療データ。これらの個人データは、作業場あるいは労働者の作業と関連がある；
- c) 予防健康診査の過程で職業病医学予防カウンセラー／医師によって確認され、職業病医学予防カウンセラー／医師のために確保されている、個人的な事柄に関する特定のデータ；
- d) 第83条の、生物学的、物理的または化学的因素に暴露されている作業場あるいは作業に雇用されている全ての労働者の暴露データ。

§ 2. 健康記録は、業務とは全く関連がない公衆衛生に関するプログラムにおける協力についての情報を含まない。

第82条 -第81条§ 1 b)の客観的な個人の医療データは、以下を含む:

1. 11条の「労働者の健康監視要請」;
2. 実施された予防健康診査の期日及び性質と、セクション4に沿って実施され、またセクション4に定められている、行動の結果;
3. 的を絞った検査や的を絞った機能テストの結果及びその日付;
4. 生物学的監視の結果及びその日付;
5. X線写真及びX線検査報告書;
6. 各労働者が受けた、外部の医師あるいは外部サービスによって実施された、的を絞った検査に関する、その他の全ての文書。これらの文書は全て、日付入りで、労働者の身元データが記載される;
7. 第48条の健康診断フォーム;
8. 予防接種並びに再予防接種の期日及び性質、ツベルクリン検査結果、予防接種カード及び必要に応じ、禁忌の存在の医学的性質に関する詳細な理由;
9. 第38条の執行において適用され得る継続的健康監視に関する全ての有用な指標;
10. 職業病医学予防カウンセラー／医師が記録に加えることが有益であると考える、その他の全ての医療文書あるいは医学社会学的文書、より具体的には、労働者が選んだ医師との情報交換;
11. 第95条の職業病報告書の謄本;
12. 雇用者が、福利政策に関する王室法令第27条を執行して、健康監視を担当する事業体の課あるいは部に送達する労働災害索引カードの謄本。

第83条 -第81条 § 1 d)の各労働者の暴露データは、以下を含む:

1. そのCAS、EINECSあるいはELINCS番号または入念な特定を可能にする他のあらゆる情報を参照して特定された化学物質のリスト;
2. 化学的あるいは物理的因素に対する労働者の暴露の性質、大きさ、期間及び頻度に関する定性的、定量的かつ代表的なデータ;
3. 限界値を超えた期日及び暴露レベル;
4. 生物学的因素、及び起こり得る事件あるいは事故のリスト。

サブセクション 3.- 保管方法

第84条 – 健康記録は、場合によっては、健康監視を担当する事業体の課あるいは部、または外部サービスの地域検査センターに保管される。

健康監視の課あるいは部を担当しその管理者である職業病医学予防カウンセラー／医師のみが、その保管を任せられ、排他的に責任を負うのであり、また、自らを補佐する1人あるいは複数の者を指名できる。これらの補佐人は、健康記録への排他的アクセスを持つという職業上の秘密保持の適用を受ける。

第1段落によらないで、職業病医学予防カウンセラー／医師が常駐する職場での予防及び保護のための内部サービスに関する王室法令1988年3月27日第3条に規定されている通り、グループA及びグループBの雇用者の健康記録は、企業で保管することができる。

第85条 – § 1. 健康監視を担当する事業体の部あるいは課は、もはや社員ではなく健康監視の対象である労働者の記録を、良好かつ完全に整理された状態に、医学的守秘義務を保証する条件に従って保管するが、第88条に従って、健康監視を担当する別の部あるいは別の課に送達する場合は、この限りではない。この記録は、第81条 § 1の a)、b)及びd)のデータを含む。

§ 2. 記録は、労働者の離職後、少なくとも15年間保管されるものとする。この期間の経過後、健康監視を担当する事業体の課あるいは部は、記録を破棄するか、または記録の破棄の可能性について通知された後に労働者が適時に依頼した場合には労働者が指名する医師に手渡すことができる。

§ 3. 但し、法令の執行において確立された命令の特別規定で定められている場合においては、記録は15年以上保管されなければならず、健康監視を担当する事業体の課あるいは部は、労働者がもはや健康監視の対象ではない日から記録を保存する。

この期間経過後、記録は、破棄されるか、または労働者あるいは他の機関に手渡されるのではなく、連邦公共サービス・雇用、労働及び社会的 対話－ 職業衛生・医療部に送達される。

第86条 – 健康監視を担当する事業体の単独の部あるいはいずれの単独の課も、その管理を任せられた医師が、少なくとも3か月前に、連邦公共サービス・雇用、労働及び社会的 対話－ 職業衛生・医療部にこれを通知し、当局が、この課あるいは部に在る記録について指定されるべき送り先について講じられなければならない措置について適時な決定を下す機会を与えられない限り閉鎖されなければならない。

第87条 – 健康記録の破壊及び転送並びにそれに含まれている文書の謄本の貸し出し及び発行は、本セクションで規定されている通り、医学的守秘義務を十分に保証する条件に従って行われる。

サブセクション 4.- 転送及び移動

第88条 – § 1. 第81条 § 1のa)、b)及びd)の、転職労働者のデータを含む全ての健康記録は、健康監視を担当し当該労働者の健康監視を行った事業体の現在の部あるいは現在の課で保管されなければならない。

§ 2. 最近診察を受けた入社希望者あるいは労働者で、別企業に本人名での記録が既に存在する者

への医療行為の実施を避けるために、職業病医学予防カウンセラー／医師は、本人についての客観的な個人の医療データ及び電離線に暴露された労働者で再度暴露されるとされる者に関する場合で職業病医学予防カウンセラー／医師が第29条1の執行においてこれが有益であると考える場合には第88条の暴露データを送付するよう、この別企業の健康監視を担当する事業体の部あるいは課に要請する。

§ 3. 客観的な個人の医療データの転送を望まない、健康監視を担当する事業体の部あるいは課は、職業病医学予防カウンセラー／医師に該当文書を貸し出す、あるいは、遅滞なく、職業病医学予防カウンセラー／医師が要求した文書の認証謄本を提供する。但し、X線写真の原本は、常にこの医師に提出される。

謄本を提供する、健康監視を担当する課あるいは事業体の部は、文書に「原本の認証謄本である」旨、記載しなければならない。

§ 4. 調査記録に含まれる全ての文書は、転送される全ての記録あるいはその一部に同封される。

健康監視を担当する事業体の全ての課あるいは全ての部は、送達あるいは受理される全ての報告について、各労働者の氏名、及び場合によっては受取人あるいは差出人である健康監視を担当する部の住所を記載することで、記録あるいは記録の一部の移動を登録する。

報告あるいは報告の一部または全ての上記の移動は、第84条に記載されている者唯一の責任の下で行われる。

第89条 記録及び文書は、健康監視を担当する事業体の課あるいは部または労働者の担当医師に封書で、親書として送達される。発送は、記録管理に責任を負う職業病医学予防カウンセラー／医師、あるいは、職業上の秘密の適用を受け職業病医学予防カウンセラー／医師を補佐する者の、唯一の責任により、また、その唯一の責任の下に保証される。記録及び文書は、郵便または、少なくとも同一の紛失損害補償を提供する他の方法で、受取人に発送される。

第90条 – 記録あるいは記録の一部の伝送を選択する健康監視を担当する事業体の部あるいは課は、信憑性、信頼性、機密性の原則及び保証を適用しなければならない。

医療データの転送は、健康監視を担当する事業体の部あるいは課の管理者であり、アクセス、使用、転送の点で、実績のある効果的な方法を参照してこれらのデータの保護及び保管に責任を負う医師の責任の下で行われる。

この点において講じられる措置は、社内規定に含まれている詳細な指示に定められており、その執行及び監視は、健康監視を担当する事業体の部あるいは課を管理する医師に任せられている。

サブセクション 5. アクセス

第91条 – **§ 1.** 労働者の依頼により、あるいは労働者の同意を得て、職業病医学予防カウンセラー／医師は、当該労働者を治療している医師に連絡して、第81条 § 1の a)、b)及びd)のデータを含む健康記録の文書を貸し出す、あるいは謄本を提供することができる。

§ 2. 労働者は、自らの健康記録にある全ての個人の医療データ及び暴露データを知る権利を有する。記録の一部をなす客観的な個人の医療データの開示請求、及びその改良あるいは削除の申請

は、このために労働者が指名する医師を介して行われる。

§ 3. §1及び§2並びに第84条及び第88条の規定を条件に、いかなる人も健康記録を見ることができないように、万全の措置が講じられる。

サブセクション 6. 自動処理

第92条 –健康記録のデータは、個人データ処理に関するプライバシー保護についての1992年12月の法令の規定及び本セクションの規定に従って、自動あるいは手動で処理され得る。

第93条 –第92条の法令第16条§1の規定を条件に、健康監視を担当する事業体の課あるいは部を管理する職業病医学予防カウンセラー／医師は、健康記録が自動処理される場合には処理を行うよう義務付けられている。その資格において、職業病医学予防カウンセラー／医師は、以下のデータを含む電子ファイルの説明文がまとめられていることを確認する：

1°記録の構成の説明方法；

2° 記録の様々なデータカテゴリーの項目への分割方法；

3° 適用された記号化体系；

4°自動データ処理の継続性並びにセキュリティを保証する措置及び関係者の資格

5° 異なるデータカテゴリーを調べ処理することができる関係者の能力。

セクション 9. –職業病の報告

第94条 –以下に要約されている症例のいずれかを確証する、あるいは別の医師からそれを通知される職業病医学予防カウンセラー／医師は、これを医療労働監督署の医療労働監督官及び職業病基金の医療アドバイザーに報告する：

1° 1970年6月3日に調整された、職業病の補償及び職業病の予防に関する法令30条を適用して作成された、これらの疾患のリストに掲載されている職業病の症例；

2° 上記のリストには掲載されていないが、ヨーロッパ職業病リスト及び疾患追加リストに掲載されており、業務遂行によって発生すると考えられており、報告されなければならない。また [2003年9月19日の職業病の一覧に関する欧州委員会勧告2003/670/ECの付録I及びIIに記載されている (王室法令2004年12月27日)] 症例で、ヨーロッパリストの付録Iへの掲載が今後検討され得る症例；

3° その原因が職業にあることが確証された他の疾患の症例、あるいは、他の疾患で、それを確証した医師が、同様の原因を確認する、あるいは推定する症例；

4°上記の職業病のいずれか、あるいはその初期症状の素因の症例で、各労働者の業務あるいは賃金の永続性に影響を与えるもの；

第1段落のリストのうち、2°は、参考としてこの命令の付録IIIに含まれている。

第95条 – § 1. 職業病医学予防カウンセラー／医師は、この命令の付録IV中の雛形と合致する用紙を用いて、可及的速やかに、これを報告する。

用紙は3部作成し、1部を医療労働監督署の医療労働監督官に、もう1部を職業病基金の医療アドバイザーに送達し、残り1部を本人の健康記録にファイルする。これは、封書で発送される。

§ 2. 職業病医学予防カウンセラー／医師は、連邦公共サービス・雇用、労働及び社会的対話- 職業衛生・医療部あるいは職業病基金から、報告用紙を無料で入手できる。

§ 3 職業病、あるいは職業に起因する他の疾患について職業病医学予防カウンセラー／医師が作成する報告書の対象である労働者が、職業病による損害の補償に関する法律の適用を検討するために必要な条件を満たすことが示される場合、職業病医学予防カウンセラー／医師は、これを労働者に通知し、この補償請求について本人の記録作成に必要な全ての証拠を労働者に提供する

セクション10. – 意見の相違

第96条 – 第64条から第69条に規定する不服申立て手続きの場合を除き、この法令の規定から生じ得るあらゆる意見の相違またはあらゆる困難は、医療労働監督署の医療労働監督官によって処理される。

付録 I

労働者の健康監視に関する王室法令2003年5月28日第11条の「労働者の健康監視要請」の雛形

労働者の健康監視の要請

下記に署名する雇用者（雇用者の氏名及び住所、自然人あるいは法人、企業あるいは機関の名称及び登記事務所）

.....
.....
.....

は、労働者の健康監視に関する王室法令2003年5月28日の定めるところにより、

.....
.....
.....

で出生し

に居住する

（検査されるべき者の氏名）

の健康診断を実施し、その診断で以下の事項を検討するよう、職業病医学予防カウンセラー／医師に要請する：

作業場あるいは実施される作業（*）：

作業場あるいは現在実施されている作業：

健康診断の性質（*）

1. 雇用前の健康診断（°）

- 安全管理業務
- 監視強化業務
- 特定のリスクを伴う作業：作業の性質.....
- 食品に関連する作業
- 障害者
- 初採用の若年者

2. 雇用変更前の健康診断（°）

- 安全管理業務
- 監視強化業務
- 特定のリスクを伴う作業：作業性質.....
- 食品に関連する作業

3. 職場復帰時の検査

4. 母体保護に関する検査（°）

妊娠中／授乳中／女性労働者あるいは出産した労働者

- 診断が特定のリスクを伴う作業であることを示す作業を行う者

（性質：.....）

- 診断が、禁じられている暴露を示す作業を行う者

(性質:

夜間勤務を行わなければならない者 (勤務日程表:
.....

受診を要請する者

職場に復帰する者

5. 自発的健康診断

6. 復帰手順に関連する健康診断(恒久的就労不能)

日付及び雇用者あるいはその代理人の署名.....

(*) 該当しないものに抹消線を引く。

(o) 該当するものに印をつける。

付録 II – 第1部

「健康診断のフォーム」の雛形

労働者の健康監視に関する王室法令2003年5月28日第48条の健康診断

検査された労働者の氏名及び住所:

雇用者の氏名及び住所:

出生日:

提案されている、あるいは使用されている作業場 (*)付け

.....以来

提案されているあるいは行われた、食品に関するリスク活動(*)付け

.....以来

A.前回の健康診断に関係する場合

下記に署名する職業病医学予防カウンセラー／医師は、上記の者について、下記の通り判定する。

(*)

作業場を使用するあるいは作業を実施することが、十分可能である (*)

上記の作業場あるいは作業について、永久に(*)

の期間(*)

可能でない (*)

B.安全管理業務あるいはイオン化放射線への暴露の危険を伴う作業に従事する労働者の検査に 関係する場合 (1) (2)

下記に署名する職業病医学予防カウンセラー／医師は、上記の者について、下記の通り判定する。

(*)

作業場を使用するあるいは作業を実施することが、十分可能である (*)

上記の作業場あるいは作業について、(*) 恒久的就労不能 (*)

の期間 (*)

があり、本人を、この作業場で、あるいはこの作業に、雇用する(*)、あるいは本人の雇用を継続する(*)ことは禁じられており、本人を、Fに記載された勧告を満たす作業場で、あるいは作業に就かせることを勧告する。

病気休暇を与えられる

C. その他の検査に関係する場合

下記に署名する職業病医学予防カウンセラー／医師は、上記の者について、下記の通り判定する。

(*)

作業場を使用するあるいは作業を実施することが、十分可能である(*)

上記の者を

永続的に (*)

以下Fに記載された勧告を満たす作業場あるいは作業に、

の期間(*)

異動することを勧告する

病気休暇を与えられなければならない

- 恒久的な就労不能がある
-

D. 妊娠中あるいは授乳期間中の女性労働者の検査に関する場合

下記に署名する職業病医学予防カウンセラー／医師は、

1° 上記の女性労働者について、下記の通り判定する。 (°)

- 以下を行うことが十分可能である：

- 自らの作業を継続する

-の期間、2°に提示された条件の下で、提示された自らの作業を継続する

-の期間、提案された新しい作業を行う

- 以下を実施できない：

-の期間、自らの作業を継続する

-の期間、提案された新しい作業を行う（ことは出来ないため、）解雇されなければならない

- 別の理由により、病気休暇を与えられなければならない

2° 妊娠中及び授乳期間中の女性労働者に関する、雇用条件の調整、リスク関連作業時間の調整、日中に作業を遂行できる環境及び講じられるべき予防策について、以下を提案する。

E. 職場の若年者あるいは研修員の検査に関する場合：

下記に署名する職業病医学予防カウンセラー／医師は、上記の者について、下記の通り判定する： (°)

- 十分可能である

- F(王室法令2004年10月4日)の雇用条件を満たす作業場で、あるいは作業に就くことは可能である
-

F. 雇用条件、作業場あるいは作業に関する調整及び予防策についての、職業病医学予防カウンセラー／医師の勧告及び提案。

G. 協議

有効期間：

6ヶ月 (*)

1年(*)

3年(*)

5年 (*)

健診日：

日付カードは、:雇用者に送られた：

労働者に送られた：

職場における予防及び保護のためのサービスの印:

職業病医学予防カウンセラー／医師の氏名:

署名

(*) 該当しないものに抹消線を引く。

(o) 該当するものに印をつける。

裏面: 不服申立て手続き。

(1) 前回の健康診断、定期健康診断、職場復帰時の検査。

(2) 本項目の労働者が協議手続きの利用を希望する場合、その手続きの終了後に新しい用紙が作成される。本用紙が送付されるあるいは手渡される日付は、本付録の第2部で説明されている不服申立て手続きの開始日として適用される。

付録 II – 第2部 労働者の健康監視に関する2003年5月28日の王室法令の抜粋

64条 – 27条における前回の健康診断の場合を除き、60条の協議手続きを利用した、あるいは利用しなかった労働者は、担当作業に関する就労能力が限られている、あるいは本人が実行した作業を継続できないことが判明したという職業病医学予防カウンセラー／医師の判定について、不服を申立てることができる。この際、労働者は、付録II第3部にその雛形が含まれている用紙を使用する。

65条 – この不服申立ては、発送日あるいは健康診断フォームが労働者に手渡された日から7営業日以内に、書留郵便で、医療労働監督署の認定医療労働監督官に送達されるという条件で、提出が有効となる。

66条 – 医療労働監督署の医療労働監督官は、不服申立て手続きのため、書簡を送って職業病医学予防カウンセラー／医師及び労働者の担当医との会議を招集する。医療労働監督官は、会議の期日及び場所を決定し、労働者の健康状態に関する関係資料を持参するよう2人に要請する。必要に応じ、医療労働監督官は、労働者の事情聴取及び尋問も要求する。

67条 – 不服申立ては、遅くとも、労働者の不服申立てが受理された日から21営業日以内に、処理される。病気休暇のために労働者の雇用契約の執行が停止される場合、この期間を31営業日まで延長することができる。

68条. – § 1. 不服申立て手続きの過程で、医師が専門検査を要請する場合、決定を下す期間は、不服申立てが審議された日から31日の期間を超えてはならない。

最終会議において、3人の医師が、多数決で決定を下す。

労働者の指定した担当医あるいは職業病医学予防カウンセラー／医師が欠席し、出席の医師の間で合意が見られない場合には、医療労働監督署の医療労働監督官が自ら決定を下す。

§ 2. 医療上の決定は、医療労働監督署の医療労働監督官によって、出席の医師が署名する報告書に記録され、労働者の健康記録に保管される。

労働者及び雇用者には、医療労働監督署の医療労働監督官の決定に関する報告書の謄本が、直ちに提供される。

69条 – 不服申立ては、職業病医学予防カウンセラー／医師の判定を保留する。

これは、安全管理業務、監視強化業務、あるいはイオン化放射線への暴露の危険を伴う活動を担う労働者、または、特定のリスクを伴う作業であることを診断が示す作業場で雇用されている妊娠中あるいは授乳中の女性労働者の健診には、当てはまらない。

不服申立て用紙

職業病医学予防カウンセラー／医師の決定に対して不服を申てる場合には、労働者は、添付の用紙に完全に記入し、日付を入れ、署名をして提出する。この用紙は、医療労働監督官宛に、下記の住所まで書留郵便で送達されなければならない。

医療労働監督官の住所（1）：

– 医療労働監督署第1局：シアタービルディング、イタリエレイ124 – 郵便箱80,

2000 アントワープ

– 医療労働監督署第2局：ベリアルドストラート51, 1040 ブリュッセル

—医療労働監督署第5局 :セント・リーバンスラーン33 B (4階), 9000 ガント

職場における予防及び保護のための外部サービスの住所 (2):

- (1) 予防／医療労働監督官は、不要な住所に抹消線を引かなければならない。
- (2) 予防／医療労働監督官は、該当する場合、記入しなければならない。

付録 II – 第3部

不服申立て用紙

登録 日付

宛先：医療労働監督署 医療労働監督官

.....
.....
件名:職業病医学予防カウンセラー／医師の判定に対する不服申立て

職場における予防及び保護のためのサービス:

雇用者:

.....
.....
.....

気付:医療労働監督官

上記の予防及び保護のためのサービスに関連して、職業病医学予防カウンセラー／医師から当方に送達された.....付けの判定を考慮し、その判定に対する不服申立てを提出することをお知らせいたします。

.....に所在の.....医師に対し、同医師が当方の症状に関して形成されるべきであると考える医学上の知見を貴殿に送達するよう要請いたしました。

署名、

姓:

名前:

住所:

[付録 III]

ヨーロッパ職業病リスト

(労働者の健康監視についての王室法令2003年5月28日第94条)

パート I. ヨーロッパ職業病リスト

1.以下の化学的因子による疾患

100 アクリロニトリル

101 硒素あるいはその化合物

102 ベリリウム(グルシヌム) あるいはその化合物

103.01 一酸化炭素

103.02 ホスゲン

104.01 青酸

104.02 シアン化物及びその化合物

104.03 イソシアネート類

105 カドミウムあるいはその化合物

106 クロミウムあるいはその化合物

107 水銀あるいはその化合物

108 マンガンあるいはその化合物

109.01 硝酸

109.02 窒素酸化物

109.03 アンモニア

110 ニッケルあるいはその化合物

111 リンあるいはその化合物

112 鉛あるいはその化合物

113.01 硫黄酸化物

113.02 硫酸

113.03 二硫化炭素

114 バナジウムあるいはその化合物

115.01 塩素

115.02 臭素

115.04 ヨウ素

115.05 フッ素あるいはその化合物

116 石油スピリットあるいはガソリンに由来する脂肪族炭化水素あるいは脂環式炭化水素

117 脂肪族炭化水素あるいは脂環式炭化水素のハロゲン化誘導体

118 ブチルアルコール、メチルアルコール、イソプロピルアルコール

119 エチレングリコール、ジエチレングリコール、1,4-ブタンジオール、グリコール及びグリセロールのニトロ化誘導体

120 メチルエーテル、エチルエーテル、イソプロピルエーテル、ビニルエーテル、ジクロロイソプロピルエーテル、グアイアコールメチルエーテル、エチレングリコール・エチルエーテル

121 アセトン、クロロアセトン、ブロモアセトン、ヘキサフルオロアセトン、メチルエチルケトン、メチルn-ブチルケトン、メチルイソブチルケトン、ジアセトンアルコール、メシチルオキシド、2-メチルシクロヘキサン

122 有機リン酸エステル

123 有機酸

124 ホルムアルデヒド

125 脂肪族ニトロ化誘導体

126.01 ベンゼンあるいはその対照物（ベンゼン対照物は、化学式C_nH_{2n-6}で定義される）

126.02 ナフタレンあるいはナフタレン対照物（ナフタレン対照物は、化学式C_nH_{2n-12}で定義

される)

- 126.03 ビニルベンゼン及びジビニルベンゼン
- 127 芳香族炭化水素のハロゲン化誘導体
- 128.01 フェノール類あるいは対照物またはそのハロゲン化誘導体
- 128.02 ナフトール類あるいは対照物 またはそのハロゲン化誘導体
- 128.03 アルキルアリール酸化物のハロゲン化誘導体
- 128.04 アルキルアリールスルホン酸塩のハロゲン化誘導体
- 128.05 ベンゾキノン類
- 129.01 芳香族アミンまたは芳香族ヒドラジンあるいはそのハロゲン化誘導体、フェノール誘導体、硝化誘導体、スルホン化誘導体
- 129.02 脂肪族アミン及びそのハロゲン化誘導体
- 130.01 芳香族炭化水素のニトロ化誘導体
- 130.02 フェノール類のニトロ化誘導体あるいはその対照物
- 131 アンチモン及びその誘導体
- 132 硝酸エステル
- 133 硫化水素
- 135 他の見出しに分類されない有機溶剤による脳障害
- 136 他の見出しに分類されない有機溶剤による多発性神経障害

2. 他の見出しに含まれていない物質や因子による皮膚疾患

201 以下による、皮膚疾患及び皮膚癌:

- 201.01 煤
- 201.02 タール
- 201.03 ビチューメン
- 201.04 ピッヂ
- 201.05 アントラセンあるいはその化合物
- 201.06 鉱物及び他のオイル
- 201.07 原油パラフィン
- 201.08 カルバゾールあるいはその化合物
- 201.09 石炭蒸留の副産物
- 202 他の見出しに含まれていない、科学的に認められたアレルギー誘発物質刺激性物質による職業性皮膚疾患

3. 他の見出しに含まれていない物質及び因子の吸入による疾患

- 301 呼吸器系の疾患及び癌
- 301.11 珪肺
- 301.12 肺結核に伴う珪肺
- 301.21 石綿症
- 301.22 アスベスト粉塵の吸入後の中皮腫
- 301.31 ケイ酸塩の粉塵による塵肺症
- 302 気管支癌という形でのアスベストの合併症
- 303 燃結金属粉塵による気管支肺疾患
- 304.01 外因性アレルギー性肺胞炎
- 304.02 綿、亜麻、麻、ジュート、サイザル麻、バガスの粉塵や纖維の吸入による肺疾患
- 304.04 コバルト、スズ、バリウム及びグラファイトの粉塵の吸入による呼吸器疾患
- 304.05 鉄沈着症